平成２５年（フ）第１０１号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目14番26号、前住所栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目１番５号
債務者　小川登美子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　信彦
4　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月17日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３９２号
静岡県熱海市伊豆山794―７　中銀ライフケア第三伊豆山23号館703号
債務者　小野光太郎
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯尾　　拓
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４号
相模原市緑区鳥屋1119番地２
債務者　岡﨑　哲也
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常磐　重雄
4　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月６日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第７号
山形県鶴岡市下山添字中通40番地10
債務者　鈴木　和弘
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　栄
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１６号
三重県松阪市本町2206番地２
債務者　中西　道夫
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　破産債権の届出期間　平成25年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１７号
三重県松阪市日丘町1386番地125
債務者　前川　和紀
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　破産債権の届出期間　平成25年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第５７号
岐阜市新興町34番地２
債務者　今田　康子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　千鶴
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１３３４号
広島市安佐北区口田４丁目19番19号
債務者　柴田　修身
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　破産債権の届出期間　平成25年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７号
広島市西区庚午北２丁目６番５―203号
債務者　小倉　利勝
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
4　破産債権の届出期間　平成25年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９３号
鳥取県日野郡日野町本郷68番地３、住民票上の住所鳥取県日野郡日野町安原366番地１
債務者　竹永　明文
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　大智
4　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１１号
兵庫県洲本市大野753番地３
債務者　薮内　善彦
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第７１６号
大阪市西淀川区柏里２丁目５番24号　ソシオ塚本ハイツ502号室
債務者　遠藤　隆士
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８０５号
大阪府吹田市垂水町２丁目８番26号
債務者　岩崎　　壮
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見宮　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８４号
宮城県亘理郡山元町真庭字名生東72―２　静和園内、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町戸倉字滝浜109番地１
債務者　後藤　義男
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
広島市中区白島九軒町17番１―501号
債務者　村田　　晶
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部